

令和6年(ワ)第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹伸幸

被告 日本共産党

準備書面(2)

2025年1月31日

東京地方裁判所民事第37部合議E係 御中

被告訴訟代理人

弁護士	小	林	亮	淳
同	長	澤		彰
同	加	藤	健	次
同	尾	林	芳	匡
同	山	田	大	輔

加藤 亮 弁護士
 加藤 澤 弁護士
 加藤 健 弁護士
 加藤 芳 弁護士
 加藤 大 弁護士
 加藤 淳 弁護士
 加藤 彰 弁護士
 加藤 次 弁護士
 加藤 匡 弁護士
 加藤 輔 弁護士

【目次】

第1	訴えの変更後の請求の趣旨に対する答弁.....	2
第2	本件除名処分に至る経過について.....	2
第3	本件除名処分に係る手続が適法であること.....	14
第4	本件除名処分の要件に関する原告の主張に対する認否・反論.....	22
第5	損害賠償(名誉毀損)に関する変更後の原告の主張に対する反論.....	26

第1 訴えの変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第1項について、訴えを却下する。
- 2 請求の趣旨第2項について、請求原因第4第3項に基づく訴えを却下する。
- 3 請求の趣旨第2項について、その余の請求を棄却する。
- 4 請求の趣旨第3項について、訴えを却下する。
- 5 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 本件除名処分に至る経過について

本件除名処分に至る経過は、以下に述べるとおりである。これに反する原告の主張は全て否認ないし争う。

1 除名処分の対象となった原告の言動

(1) 原告が週刊誌等を通じて行った諸発言

ア (産経新聞)

原告は、産経新聞の「共産党100年 第3部 見えぬ未来」(2022年10月9日、10日、11日の3回連載)に、「共産党の政策委員会の安保外交部長を務め」「党籍を持ったジャーナリスト」として登場し、自衛隊と党首の選出について以下のように述べた。

(自衛隊について)「護憲派の中でも自衛隊を違憲視している人は少な(い)」、「自衛隊活用論は国民に響かない」、違憲論は「野党共闘の障害にもなり得る」、いずれ「合憲論にかじを切ることを余儀なくされるだろう等と述べた(10月10日付:乙1)。

また(党首の選出について)、「公式見解以外の意見を口にできない」のが共産党の現状だとしたうえで、その現状は「党员にとって窮屈で」、「国民からも『一枚岩の異質な党』だとしか見られない」とし、「異論が存在することを前提にした『党首公選制』を導入すべきだ」と主張した(10月11日付:乙2)。

イ（毎日新聞「政治プレミア」）

原告は、毎日新聞「政治プレミア」に「元共産党政策委員会安保外交部長」の肩書きで、『岐路に立つ共産党「自衛隊活用論」の本気度』（2022年11月2日付）と題する一文を寄せた（乙3）。

そこにおいて原告は、「あくまで党の基本政策は安保廃棄であり、自衛隊違憲・解消のままなのだ。これが野党共闘に大きな障害になっている」、「共産党が参加した野党による連立政権は必ず今の若い人たちに希望を与え得る。それを実現するためにはまだまだ共産に変化が必要だ」として野党共闘の支障となっているとする安保廃棄と自衛隊違憲論という党の基本政策の放棄を求めた。

ウ（論座）

さらに「論座」は、「共産党を変える！ 党員・松竹伸幸の挑戦」というタイトルで3回の連載論文を掲載した（22年11月8日付、12月2日付、12月26日付；乙4～6）。

原告は、「党首選に自ら立候補すると決意した理由」、「小池、田村、田中氏は公選制に立候補しない」、原告こそが「立候補の資格がある」、「党中央の運営システムがパワハラを生み出しかねない可能性に満ちている」等々、前記産経記事や毎日プレミアムでの発言をさらに超えた、より広範囲なテーマについて論じるとともに、「共産党の基本政策は『安保廃棄・自衛隊解消』のままで」あって「国際社会の常識、国民意識の常識から外れている」などと非難、「核抑止抜き専守防衛」政策に被告日本共産党が転向すること、そのために党首公選制を採用し、自らが立候補することを公言するものであった。

加えて、原告は、次項で詳しく述べるところの『シン・日本共産党宣言』の出版予告と宣伝告知を行った。

（2）本件書籍の出版と記者会見（2023年1月19日）

ア 原告は、2023年1月19日、『シン・日本共産党宣言』（文春新書）（甲1）を出版するとともに、出版に合わせて野党クラブで記者会見を行った。

原告は、同書の「はじめに」において、「共産党に全黨員による投票が可能となる党首（共産党の場合は委員長）選挙を実施してもらい、私が立候補できるような選挙制度になるならば、党首になるために立候補したいと考えた。その選挙では、安保・防衛政策を中心に共産党が進むべき道筋を訴えたいと思うようになった」（5～6頁）と記し、原告の考える安保・防衛政策を被告に採用させることを目的に、党首公選制の採用と自らの立候補を表明した。

以下は、原告が同書の中で記している特徴的主張である（ゴチック部分が同書の小見出し、「」部分が本文記載内容、（ ）部分が引用頁）。

イ 「党首公選制導入」について

○「共産党は怖い」という見方にも変化が生まれる

「もし、共産党が黨員投票の党首選挙を実施できるほどに変化すれば、野党共闘の障害となっている安保・防衛政策を全党的に議論し、抜本的に見直すきっかけとなる。また、そういう議論が、国民の目の前で公開され、国民が目にすることによって、共産党とは異論の存在を許さない『怖い』政党だという認識に変化が生まれ、共産党を含む政権共闘への国民の不安感も和らぐのではないだろうか。」（8頁～9頁）

○共産党の党首選出システムはどうなっているか

『なぜ共産党は党首選挙をやらないのか』と問うメディア……に対して志位氏が、『私も選挙で選ばれている』と答えたそうだが……『選挙で選ぶ』ということは、普通の意味では異なる政策を掲げた人のなかから誰かを選ぶことであるが、共産党がそんな選挙をしていると思えなかつただろう」（10頁）

「私が立候補するのは、現在の共産党の政策などに異論があるからだが、ここ数十年間、共産党の会議というのは、全国大会から支部にいたるまで『全会一致』で議案を可決することが慣例化してきた側面があり（そうでない場合もまれにあるが）、異論を持った人を選ぶ習慣がないのである。」（11頁～12頁）

○2023年中に党首公選の実施を求める

「共産党の場合、異論を前提とし、異論を尊重するような運営方法を取らない限り、異論が反映されることは難しいということだ。」(14頁)

「共産党の現行規約のもとでも党首公選は実施可能だと考える。規約には『すべての指導機関は、選挙によってつくられる』(第三条)と明記されているのだから、党首の公選はこの規定の精神に合致するし、少なくとも規約に反する考え方ではないと思っている。しかし、規約を変えないと党首公選はできないと党中央が解釈する場合であっても、公選の結果が尊重されるよう、二〇二四年一月の党大会で関連する規約の改正を行えばいいだけなのである。順序が逆に なっても構わない。党大会で規約を改正したのちに党首公選を実施するという順序である。」(15頁)

ウ 「核抑止抜き専守防衛」について

○「核抑止抜き専守防衛」を共産党の基本政策とする

「共産党が現段階で基本政策として採用すべきだと私が考えるのは、結論から言えば、『核抑止抜き専守防衛』である。日本は専守防衛に徹するべきだし、日米安保条約を堅持するけれども、アメリカの核抑止には頼らず、通常兵器による抑止に留める政策である。」(118頁)

○野党共闘を魅力あるものとするために

「『核抑止抜き専守防衛』は、現在、自民党の政策でないのはもちろん、他の野党の政策にもなっていない。立憲民主党も、抑止力の維持が基本政策であって、そこから核兵器を外すような議論はしていない。しかし、共産党が『核抑止抜き専守防衛』を基本政策とすることは、野党の共闘を魅力あるものとし、成熟させることにつながると思っている。」(148頁)

○自衛隊活用は共産党の基本政策ではない

「理由の一つは、この政策が、日米安保条約の堅持と専守防衛を前提としており、それも含めて共産党の『基本政策』となるからである。その結果、立憲民主党や国民民主党など他の野党との『共通の土俵』ができるのである。」(14

9頁)

「復活した自衛隊活用論は……現状では、黨員にも他の野党にも評価してもらえず、自縄自縛に陥っている。」「『核抑止抜き専守防衛』は、そこを転換する。安保も自衛隊も維持する基本政策を打ち出すことで、他の野党との間で議論のための共通の土俵ができるのだ。」(151頁)

○私の基本政策は三段階になることを想定している

「まず『核抑止抜き専守防衛』という私の提案が、共産党の大会決議の枠内の政策であることを示したい。」(218頁)

○綱領の枠内の政策でもある

「私の立場が現在の共産党と異なるのはどこか。共産党は、第一段階で安保や自衛隊の存在を認め、その活用を容認するが、それを基本政策とは位置づけないことだ。共産党の基本政策は、安保廃棄、自衛隊違憲解消なのである。それに対して私は、安保と自衛隊の維持を前提にした『核抑止抜き専守防衛』を基本政策としたいと考える。大会決議の第一段階を基本政策としないという考え方は、大会決議にも綱領にも明記されているわけではないので、私の提起が綱領、大会決議に反しているとまでは言えない。」(223頁)

エ 小括

以上、原告は、同書において、共産党が異論を許さない怖い政党であるかのように描いたうえで、異論を可視化するためには「党首公選制」が必要だとする一方、共産党の日米安全保障条約の廃棄、自衛隊の段階的解消の政策が野党共闘の障害となっているとして、自らの主張する「核抑止抜き専守防衛」政策へ共産党が転換することを求めた。党首公選制の採用が被告の安保政策・憲法論の変更のためのものであること、そのために自らが立候補することを表明したものである。

また原告は、2023年1月19日、出版と同時に、野党記者クラブにおいて記者会見を行い、日本共産党を含めた野党の共闘を回復するためには、「やっ

ぱり日本共産党自身が安保・自衛隊政策をしっかりとしたものとして確立」する「『それだったら政権共闘の議論の対象になるよね』っていうぐらいのものは提示する必要があるんじゃないか」、「共産党自身が掲げるべき政策について、私はレジュメにも書いておりますけども、『核抑止抜き専守防衛』と言う政策を掲げる必要があるんじゃないか」等と発言、また、党内の議論について、「公開されていない、透明でない」「そこが自分たちの日常の感覚と違っていているなっていう違和感が拭いきれないと思うんですね。そこを変えていく。」等と述べた。

(乙7：記者会見反訳・3頁)

(3) 共産党批判の書3冊(『シン・日本共産党宣言』を含む)の同時発売

原告自身の著書「シン・日本共産党宣言」の出版日であり野党記者クラブでの記者会見日であった1月19日、同日に「週刊文春」1月26日号(乙8)が発売された。

同誌は、「共産党激震！志位委員長に3冊の挑戦状」というセンセーショナルな見出しのもと、「同著(シン・日本共産党宣言)の発売日である1月19日にタイミングを合わせ、古参共産党員の鈴木元氏による『志位和夫委員長への手紙 日本共産党の新生を願って』(かもがわ出版)、さらには有識者十人による『希望の共産党 期待をこめた提案』(あけび書房)という2冊も同時に刊行される。いずれも党の現体制への批判的内容を含んでおり、いわば『志位批判』の書物が3冊同時に発売されるのだ」との記事を掲載した。

前記3冊中の1冊、鈴木著『志位委員長への手紙』には、「およそ近代政党とは言い難い『個人独裁』的党運営」などの被告を攻撃する記載が書き連ねられているうえに、同書は「かもがわ出版」からの出版であったところ、同出版社において原告は、出版物の企画立案など編集業務の中心的役割を担う編集主幹をつとめている。

特に重大なことは、『シン・日本共産党宣言』と『志位委員長への手紙』の同時刊行は、偶然ではなかったことである。上記文春記事の中で、「何らかの働き

かけがあったと考えるのが自然だが」という問いに対し原告は、発売のタイミングが偶然ではなかったこと、「本当は春ごろに出すつもりだったのですが『同じ時期に出た方が話題になりますよ』と言って、鈴木氏には無理をして早めに書き上げていただいた」と明言している（乙8）。

（4）原告の言動に対する批判と警告（2023年1月21日・藤田論文）

被告は、2023年1月21日、被告の機関紙である「しんぶん赤旗」に、赤旗編集局次長藤田健「規約と綱領からの逸脱は明らか―松竹伸幸氏の一連の言動について」（甲6の1）との論文を掲載した。

同論文は、赤旗編集局次長の肩書きを付しての論文であって、被告の機関紙である「しんぶん赤旗」に掲載された論文であり、原告の言動に対する党としての見解を明らかにした論文である。

同論文は以下の2つの点で原告の言動を批判している。

第1は、規約に違反するとの批判である。

被告の規約では、党員は、「中央委員会にいたるどの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもとめることができる。」とされている（5条6項）。

したがって原告においては、「党首公選制」を実施すべきであるという意見を、中央委員会、幹部会あるいは常任幹部会に対して述べる権利があった。

しかし、原告はこの権利を行使せず、「党首公選制」の意見を一度も述べないまま、党内の議論が公開されていないとか透明ではないとしてマスコミや出版など通して外からいきなり被告を攻撃したもので、「党の内部問題は、党内で解決する。」（規約5条8項）という党の規約を踏み破るものであるとした。

同時に同論文は、党首公選制を被告がなぜとっていないのかについても、党首公選制が派閥・分派を奨励することになるとの政治的理由や派閥や分派をつくらぬという民主集中制を組織原則（規約3条）とするに至った歴史的理由から明らかにしている。

その上で、原告の言動が、「党の諸決定を自覚的に実行する。決定に同意でき

ない場合は、自分の意見を保留することができる。その場合も、その決定を実行する。党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」(規約5条5項)と定めた党規約に違反するものである旨を指摘し批判した。

第2は、被告の安保・自衛隊政策が野党共闘の失敗の原因であるとして、基本政策の転換、「核抑止抜き専守防衛」論を基本政策にせよとの原告の要求に対する批判である。

原告のいう「核抑止抜き専守防衛」というのは、日米安保条約を堅持するがアメリカの核抑止には頼らない通常兵器による抑止に留める政策というものであるが、この原告の主張は、国民多数の合意で日米安保条約を廃棄するという綱領の根幹部分の変更を求めるものであり、自衛隊は違憲であるとの被告綱領とは相容れない、自衛隊合憲論を党の「基本政策」に位置づけよとの要求にほかならないこと、にもかかわらず「核抑止抜き専守防衛論」が綱領の枠内だと強弁する原告においては「綱領を真剣に学んだ」ものでない旨の批判を行った。

以上、1月21日付の藤田論文は、原告に対し、原告の言動が党規約と党綱領から逸脱したものであるとの評価、批判を伝える政治的な警告であった。

しかし、原告は、この藤田論文に対し、同日付の自身のブログで、「議論を興すために」提起しているわけですから、とりあえず出だしはまずまずというところでしょう」であるとか、「わたしはそう(規約と綱領からの逸脱と)考えないから『一連の言動』を行っているのです」、あるいは「藤田さんと私の綱領、規約の解釈が異なっているということになります」等と述べ(乙9)、同論文を真摯に受けとめることをしなかった。

2 規約に基づく調査

- (1) 京都南地区委員会は、原告の前記ブログ(乙9)を受け、事実関係と原告の態度を見極めるために、党規約第48条に基づく調査を原告に対して行うことを決定した。その際、前記(1)～(3)で述べたとおり、原告が既に全国メ

ディアや記者会見などで公然と被告に対する攻撃を繰り返しており、その影響は、原告が所属する支部を超え、被告全体に及んでいることから、党規約第50条の「特別な事情のもと」と判断し、調査は被告の京都南地区委員会が行うこととした。

- (2) 2023年1月22日、被告の京都南地区委員会は、本件支部の支部委員3名（支部委員は4名いる）それぞれに対して、架電した。架電の目的は、京都南地区委員会が調査を行うことを伝えるとともに、これについて本件支部委員の意見を聴取することであった。

この電話で、支部委員からは、「このような問題は支部では対応できない」などと意見が出された。

そこで、京都南地区委員会は、松竹氏の調査と対応を、京都南地区委員会の常任委員会が行うことを説明し、支部委員3名はそれぞれ、これに同意をした。

- (3) 2023年1月25日、京都南地区委員会の河合地区委員長は、原告の携帯電話に架電し、京都南地区委員会として、原告の規律違反について調査することを伝え、調査の日程として、3案（2023年1月27日午前、同年2月2日午前、同月3日午前）を提示した。

2023年1月26日、原告から被告京都南地区委員会に電話があり、2023年2月2日午前中に、原告が被告京都南地区委員会を訪れ、調査に応じることを伝えた。

- (4) 2023年2月2日午前10時から同日午前11時45分まで、被告京都南地区委員会事務所において、原告の規律違反についての調査が行われた。出席者は、原告、被告京都南地区委員会から河合地区委員長、喜多同地区副委員長、被告の京都府委員会から宮下副委員長、池田常任委員、田村組織部長が参加した。

同調査において、河合地区委員長は、原告に対して、党規約第48条「党员が規約とその精神に反し、党と国民の利益をいちじるしくそこなうときは、規

律違反として処分される」という規約の立場から調査を行うこと、処分を行うのは被告京都南地区委員会であること、事案の重大性に鑑み、被告京都南地区委員会及び被告京都府委員会が調査を行うことを原告に告知した上で、原告に対して調査に応じる意思があるか否かを尋ねた。

これに対して、原告は、調査に応じることを述べた上で、自身の意見を十分に述べた。

中でも、原告は、藤田論文を引き合いに出して、京都南地区委員会の見解がその論文と同一であるならば、調査はセレモニーのようなもの、いくら原告が自身の立場を主張しても、被告京都南地区委員会の見解は変わらない、変えられないというなら、自分の立場を言うしかない、と述べて、自身の見解を延々と述べ、自身の言動が、党綱領にも規約にも反していないと主張し、調査の最後までその立場を変えなかった。

原告は、自身の主張について、「党内で意見を出したことはないのは事実」と述べ、党規約に基づいて自らの意見を主張したことがないことを認めた。

また、鈴木元の著書「志位和夫委員長への手紙」の中身を知った上で、鈴木に『「同じ時期に出た方が話題になりますよ』と言って、無理をして早めに書き上げていただいた」と認めた。

最後に河合地区委員長が、原告の行為は、除名処分に値すると考える、被告京都南地区常任委員会として、そういう立場で手続に入る、と告知し、「態度表明としては以上ですか」と確認したところ、原告は「はい」と答えたため、河合地区委員長は調査の終了を宣言した。

(5) 同日、調査終了後、原告は、被告に対して除名処分の撤回と党员としての地位保全を求めて裁判を起す、と宣言し、自らの除名処分が決まれば連絡があるのかどうかを尋ねてきた。

河合地区委員長は、2023年2月5日に京都南地区常任委員会を開催して処分を決定すること、その決定を京都府委員会が承認して処分が確定となるこ

と、処分が確定したら原告に処分結果を連絡する、と約束した。

また、被告京都府委員会の池田、宮下は、被告京都府委員会の日程は未定であると伝えた。

これに対して、原告は、2023年2月5日に行われる被告京都南地区委員会常任委員会へ出席して意見を述べる意思を表明しなかった。

3 本件除名処分の決定・承認

(1) 原告は、2023年2月5日、被告京都南地区委員会が同日午後6時から常任委員会を開催する前後に3度電話を架けてきて、河合地区委員長に対して、原告に対する処分が決まったか、を問い合わせた。

1度目の電話は午後3時過ぎで、原告は「地区常任委員会は終わりましたか」と尋ねた。河合地区委員長が「まだです」と答えると、「また電話します」と述べて電話を切った。

2度目の電話は午後6時前で、原告は「地区常任委員会は終わりましたか」と尋ねた。これに対して、河合地区委員長が「これからです」と答えると、原告は「何時くらいにかけたらいいでしょうか」と質問した。河合地区委員長は、「午後8時には終わっていると思います」と答えた。原告は、「ではその頃に話します」と述べて電話を切った。

3度目の電話は午後8時過ぎで、河合地区委員長が原告に除名処分を決定した旨を伝えると、原告は、「そうですか、分かりました」と述べ、電話を切った。

1度目、2度目のいずれの電話においても、原告は、党規約第5条第10項に基づいて、自分の処分が決定される地区常任委員会に出席し、意見を述べる権利を行使する旨の意思表示をしなかった。

(2) 上記のとおり、2023年2月5日、被告京都南地区委員会常任委員会が原告に対する除名処分を決定した。

(3) 同月6日、被告京都府委員会常任委員会が原告に対する除名処分を承認し、原告の除名処分が確定した。

(4) 同月6日、京都南地区委員会は、原告に対し、同月5日に原告の除名処分を決定し、同月6日に京都府委員会常任委員会が承認し、確定した旨を原告に通知した(甲2)。

4 再審査に係る手続について

本件除名処分の再審査に係る手続は、以下に述べるとおりである。これに反する原告の主張は全て否認ないし争う。

(1) 2023年11月2日、原告の「除名処分の再審査請求にあたって」、「日本共産党第29回党大会への除名処分の再審査請求書」(第I部、第II部)(いずれも2023年11月1日付け)が被告中央委員会に到着した。

原告は、このうち前者の書面において、被告党規約第55条にもとづき、除名処分の撤回を求めて2024年1月に開催されることが決まった第29回党大会に対して、再審査を請求する意思を明らかにした。

(2) 2023年11月14日、被告の第28回大会第11回中央委員会総会で、山下芳生被告中央委員会幹部会副委員長が、原告の再審査請求書が被告中央委員会に届いたこと、その審査は党大会に委ねることを報告した。

(3) 2023年12月29日、原告より、第29回党大会への参加許可の申請書が被告中央委員会に到着した。

(4) 2024年1月9日、原告の「日本共産党第29回党大会への除名処分の再審査請求書」(第III部、2024年1月9日付け)が被告中央委員会に到着した。

(5) 2024年1月11日、原告の「日本共産党第29回党大会への除名処分の再審査請求書」(第IV部、2024年1月11日付け)が被告中央委員会に到着した。

(6) 2024年1月15日、被告第29回党大会1日目の冒頭に、党大会の運営や議事進行などの全てに責任を持つ大会幹部団が大会代議員によって選出された。

- (7) 2024年1月16日、第29回党大会2日目、大会幹部団は、大会幹部団会議を開催し、党規約第55条の規定に基づいて党大会に提出された原告の除名処分「再審査請求書」を、党大会として受理し、大会幹部団として審査することを決定した。
- (8) 同日、大会幹部団は、大会幹部団全員に「再審査請求書」を配布し、大会幹部団会議において時間をかけ、慎重に審査した結果、本件除名処分は党規約に基づいて適正に行われており、「再審査請求書」での原告の主張は、除名処分の理由を覆すものではないことを確認し、そのことを踏まえて再審査「請求」を却下するとの決定を行った。
- (9) 同日、大会幹部団を代表して、山下芳生中央委員会幹部会副委員長が大会会場において、大会代議員に対して、原告から提出された「再審査請求書」を大会幹部団で審査した内容とともに、大会幹部団として除名処分撤回の請求を却下することを決定したことを報告し、承認を求めた。
- (10) これに対して、大会代議員で異議を唱える者はおらず、大会代議員は拍手により大会幹部団の決定を承認した。
- (11) 被告中央委員会書記局は、2024年1月21日付けで、原告に対して再審査請求書の訴えを却下したことを通知した。

第3 本件除名処分に係る手続が適法であること

1 本件除名処分に関する被告の規約の規定

(1) 規約の規定及び解釈に関し、自律性があること

被告が再三主張している通り、政党は、議会制民主主義を支えるきわめて重要な存在であることから、政党には高度の自主性と自律性を与えて、組織運営をなす自由を保障しなければならない（共産党袴田事件最高裁判決）。

この自主性と自律性から、政党が除名に関する処分につき、どのような手続きを定めるかについても、自律性が認められるのであり、裁判所はこの自律的な手

続きを尊重しなければならない。

(2) 被告の規約における除名に関する手続き

ア 処分に関する手続き（本件除名処分の実体要件に関しては後述する）

(ア) 被告の規約には、処分に関し、次の規定がある。

「党员が規約とその精神に反し、党と国民の利益をいちじるしくそこなうときは規律違反として処分される。(規約第48条)」。

「処分は、警告、権利（部分または全面）停止、機関からの罷免、除名にわたる。(規約第49条第2文)」。

「党员にたいする処分は、その党员の所属する支部の党会議、総会の決定によるとともに、一級上の指導機関の承認をえて確定される。

特別な事情のもとでは、中央委員会、都道府県委員会、地区委員会は、党员を処分することができる。この場合、地区委員会のおこなった処分は都道府県委員会の承認をえて確定され、都道府県委員会がおこなった処分は中央委員会の承認をえて確定される。(規約第50条)」。

「党员にたいする処分を審査し、決定するときは、特別の場合をのぞいて、所属組織は処分をうける党员に十分意見表明の機会をあたえる。処分が確定されたならば、処分の理由を、処分された党员に通知する。各級指導機関は、規律の違反とその処分について、中央委員会にすみやかに報告する。(規約第55条第1文)」

「除名は、党の最高の処分であり、もっとも慎重におこなわなくてはならない。党员の除名を決定し、または承認する場合には、関係資料を公平に調査し、本人の訴えをききとらなくてはならない。(規約第54条)」

(イ) 党员の権利については、次の規定がある。

「自分にたいして処分の決定がなされる場合には、その会議に出席し、意見をのべることができる。(規約第5条10項)」。

イ 再審査に関する手続

再審査に関しては、被告の規約では、次の規定がある。

「処分を受けた党員は、その処分に不服であるならば、処分を決定した党組織に再審査をもとめ、また、上級の機関に訴えることができる。被除名者が処分に不服な場合は、中央委員会および党大会に再審査をもとめることができる。(規約第55条第2文)」。

被告では、再審査については、これ以上に条項を置いておらず、詳細な手続きは規定していない。

被告は、再審査について、「処分に関する規定を準用する」との規定も置いておらず、また、再審査自体を「処分」とみなすとするような規定もない。そのため、再審査につき、処分の規定は準用されない。

したがって、被告は、再審査の手続きについては、再審査が申し立てられた都度、再審査を受けた機関が具体的な手続きを定めるという運用を行ってきた。

2 被告の京都南地区委員会常任委員会が規約第50条の「特別な事情」があるとして、本件除名処分を行ったことは規約上適正であること

(1) 第2記載の通り、原告の規約違反の疑いについては、被告の京都南地区委員会常任委員会は、規約第50条第2文の「特別な事情」があると判断し、自ら調査、処分を行った。

すなわち、第2、1記載の通り、原告は、全国メディアである産経新聞、毎日新聞等の記事に登場し、公然と被告を批判するとともに、文春新書で『シン・日本共産党宣言—ヒラ党員が党首公選を求め立候補する理由』を出版し、出版に合わせて野党クラブで記者会見を行い、被告に対する批判を行った。

原告の行動は、党の規約と綱領、諸決定に反する原告の主張を全国的に発表するというものであり、規約第5条(二)（「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない。」）、(五)（「党の諸決定を自覚的に実行する。決定に同意できない場合は、自分の意見を保留することができる。その場合も、そ

の決定を実行する。党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない。)に違反する。そして、この影響は、被告全体に及ぶものである。これは、規約第50条第2文の「特別な事情」にあたる。

したがって、被告の京都南地区委員会が、原告の規律違反が、規約第50条第2文に規定する「特別な事情」があるとして、自ら調査、処分をした行為は、適正である。

(2) 原告は、被告規約第50条について、「特別な事情」の有無の判断において、被処分者の属する支部あるいは支部委員会の同意の有無が重要な考慮要素となるとした上で、被告京都南地区委員会が本件処分を行うことについて、原告の所属する支部あるいは支部委員会の同意がなかった、と主張する(訴状「請求の原因」第3の3ウ)。

しかし、規約第50条では、「特別な事情のもと」で、中央委員会、都道府県委員会、地区委員会が党員を処分するにあたって、支部の同意は要件とされていない。よって、原告の主張は失当である。

3 原告には意見表明の機会が付与されていたこと

(1) 規約上の手続保障について

規約上、処分、とりわけ、除名処分を受ける者は、次の手続保障がある。

「処分をうける党員に、十分意見表明の機会をあたえる(規約第55条第1文)。」

「除名を決定し、または承認する場合には、関係資料を公平に調査し、本人の訴えをきき取らなければならない(規約第54条)。」

「処分の決定がなされる場合に、その会議に出席し、意見をのべることができる(規約第5条10項)。」

処分が決定された後、「一級上の指導機関の承認をえて確定される(規約第50条)。」

「処分が確定されたならば、処分の理由を、処分された党員に通知する(規

約第55条)。」

(2) 規約第55条について

本件では、2023年2月2日、原告に対する調査が行われ、午前10時から午前11時45分まで、原告の意見の聴取がなされ、実際、原告は自らの意見をすべて述べ、京都南地区委員会の地区委員長から「態度表明は以上ですか」と確認されたあと、「はい」と答えた(第2、2(4))。

したがって、原告は、規約第55条に定める意見表明の機会が与えられた。

(3) 規約第5条10項について

ア また、規約第5条10項により、処分を受ける党員は、「処分の決定がなされる場合には、その会議に出席し、意見をのべることができる」のであるが、この権利の告知に関しては、規約に規定がないことから、処分を行う機関が、この権利を被処分者に告知する義務はない。したがって、この点において、京都南地区委員会に違法性はない。

イ もっとも、本件では、原告は、以下に述べるとおり、原告に対する除名処分を決定した被告京都南地区委員会常任委員会に出席して意見を述べる権利が行使可能であったが、これを行使しなかった。

(ア) 被告京都南地区委員会は、原告に対する処分を、2023年2月5日の被告京都南地区委員会常任委員会で決定することを告知した。そのため、原告は、自らの除名処分が決定される会議と日付を承知していた(前記第2、2(5))。

原告は、被告京都南地区委員会において調査に応じているのであるから、被告京都南地区委員会常任委員会が行われる場所についても当然に知っていた。

原告は、著書『不破哲三氏への手紙』(宝島社新書)において、「私は『シン・日本共産党宣言』の執筆過程で、…二〇〇〇年の新しい党規約、二〇〇四年の新しい党綱領を何回、何十回も熟読しました」と述べている。また、自らのオフィシャルブログでも、「目を皿のようにして党規約を何回も眺めた」(22年6月15日付)、「規約のその条項は私も熟知しています」(23年1月26日

付)、「これまでの党員人生48年のなかでなかったほど、綱領と規約を学びました。10回や20回程度ではありません」(23年2月5日付)など、くり返し党規約を熟読してきたことを主張しており、党規約第5条10項の権利を知悉していた。

したがって、原告は、党規約第5条10項の権利を行使したいと希望していたのであれば、京都南地区委員会と連絡を取り、委員会が行われる時間帯を確認し、実際に被告京都南地区委員会常任委員会に出席することは可能であった。しかし、原告はあえてこれをしなかった。

よって、原告は、党規約第5条10項の権利を行使することが可能であったが、あえてこれをしなかつただけであり、京都南地区委員会に、党規約第5条10項の規定に違反する事実はない。

(イ) 原告が規約第5条10項の権利を行使しなかったのは、前記第2、2(5)で述べたとおり、既に被告に対して、除名処分の撤回と党員としての地位保全を求めて裁判を起こすことを決意しており、京都南地区委員会常任委員会に出席して意見を述べる意思を有していなかったからに他ならない。

原告は、前記第2、3(1)に述べたとおり、2023年2月5日、被告京都南地区委員会が同日午後6時から被告京都南地区委員会常任委員会を開催する前に2度電話を架けてきて、河合地区委員長に対して、原告に対する処分が決まったか、を確認している。すなわち、原告は、午後6時前に電話で「地区常任委員会は終わりましたか」と質問し、河合地区委員長が「これからです」、「午後8時には終わっていると思います」と返答している。

したがって、原告は、自らの処分が決定される会議が、2月5日、午後6時前以降に開始され、午後8時には終了することを承知していた。

京都南地区委員常任委員会が原告に対する除名処分が決定した後、原告は、京都南地区委員会に電話を架けてきた。その際、河合地区委員長は、原告に対する除名処分が決定したことを告知した。

その10分後に、毎日新聞の記者から被告京都南地区委員会に対して、原告を除名処分としたことについて確認の電話が入っている。

- (ウ) 以上の経緯からは、原告には、原告に対する除名処分を決定した京都南地区委員会常任委員会に出席して意見を述べる権利が行使可能な程度に、会議の開催日及び場所につき情報提供されていたことは明らかである。

原告は、被告京都南地区委員会常任委員会が原告を除名処分にすることを確信し、単に、その決定が実際なされたか否かについてのみ関心を有していたに過ぎないのである。そこには、規約の定める手続に違反する事実はおおよそ認められない。

- (4) 規約第50条について

前述(第2、3(3))のとおり、2023年2月6日、処分を行った京都南地区委員会の一級上の機関である京都府委員会常任委員会が原告に対する除名処分を承認し、原告の除名処分が確定した。

したがって、規約第50条に違反する事実はない。

- (5) 規約第55条について

前述(第2、3(4))のとおり、同月6日、原告の処分を決定した京都南地区委員会常任委員会は、京都府委員会常任委員会の承認によって処分が確定した後、原告を除名処分とした理由について、原告に通知した(甲2)。

したがって、規約55条に違反する事実はない。

4 再審査手続に関する違法は一切認められないこと

- (1) 党規約第55条後段の内容

党規約第55条後段は、「処分を受けた黨員は、その処分に不服であるならば、処分を決定した党組織に再審査をもとめ、また、上級の機関に訴えることができる。被除名者が処分に不服な場合は、中央委員会および党大会に再審査をもとめることができる。」と定めている。

- (2) 被告第29回党大会における再審査手続について

被告第29回党大会における再審査手続については、前記第2、4で述べたとおりである。

被告は、再審査の手続きについては、再審査が申し立てられた都度、再審査を受けた機関が具体的な手続きを定めるといふ運用を行ってきた。

被告第29回党大会は、同大会の運営や議事進行にすべての責任を持つ「大会幹部団」が大会代議員により選任され（第2、4（6））、大会幹部団は、原告による再審査請求書を党大会として受理し、同幹部団が審査することを決定した。

幹部団は、大会幹部団会議において時間をかけ、慎重に審査した結果、本件除名処分は党規約に基づいて適正に行われており、「再審査請求書」での原告の主張は、除名処分の理由を覆すものではないことを確認し、そのことを踏まえて再審査「請求」を却下するとの決定を行った。

そして、大会幹部団を代表して、山下芳生中央委員会幹部会副委員長が大会会場において、大会代議員に対して、原告から提出された「再審査請求書（第I部から第IV部になる膨大な分量のもの）」を大会幹部団で審査した内容とともに、大会幹部団として除名処分撤回の請求を却下することを決定したことを報告し、承認を求めた。これに対して、大会代議員で異議を唱える者はおらず、大会代議員は拍手により大会幹部団の決定を承認した。

以上の経過に照らせば、原告による再審査請求は、原告が審査を求めた被告党大会において適正に審理がされ、原告の再審査請求は却下され、党大会でその決定が承認されたのであり、何ら手続きに不適正な点はない。

5 まとめ

以上に述べたとおり、原告に対する本件除名処分の決定及び被告党大会における本件除名処分の再審査については、いずれも被告党規約に基づいて適正に処理されており、本件除名処分に手続上重大な違法があり、無効であるとの原告の主張は認められない。

第4 本件除名処分の要件に関する原告の主張に対する認否・反論

1 訴状「第3・4」の主張に対する認否・反論

(1) 「(1) 被告の主張する処分根拠」について

ア 本件除名処分通知書(甲2)において、原告が主張する①ないし③の原告の行為が記載されていること、原告の一連の行為について、党規約の「党内に派閥・分派はつぐらなない」(第3条4項)、「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわなない」(第5条2項)、「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしなない」(第5条5項)という規定に反すると記載されていることは認める。

但し、①、②に関し、訴状では「本件書籍(甲1)において」と記載されているが、除名処分通知書(甲2)では、いずれも「1月に出版した本(本件書籍：被告代理人註)のなかなどで」と記載されている(下線は被告代理人)。

イ 求釈明について

除名処分通知書(甲2)は、上記①ないし③の「一連の発言及び行為」が、規約第3条4項、第5条2項、第5条5項に違反すると述べているのであり、原告の行為に対する規約の適用関係は十分に明らかにされている。したがって、求釈明に答える必要はない。

(2) 「(2) 本件除名処分それ自体が公序良俗に反する」について

否認ないし争う。

被告において、「党首公選制」は存在しなないから、原告の主張はその前提を欠くものであって失当である。

(3) 「(3) 規約5条5項4文は無効である」について

争う。

政党における結社の自由の保障から、党員の権利に一定の制限がされるのは、やむを得ないものであり、同条が公序良俗に反するものではない。

被告の規約を承認して被告に入党し、かつ、入党後の被告の規約改正にも賛

成してきた原告が、いまになって、規約第5条5項4文が表現の自由に反し無効であるなどと主張することは、被告の組織原則そのものを否定するものであり、ひいては規約を否定するものである。このような主張を行う原告が、規約違反を理由に除名処分の無効を主張する資格はない。

(4) 「(4) 規約第3条は党員の義務を定めるものではないから党員には適用されない」について

争う。

「党内に派閥・分派はつぐらない。」(第3条4項)は、被告の組織原則の一つとして規定されているが、被告の基本原則に反する行為は、被告の政党としての規律に反する行為であることは明らかであり、除名処分の対象となることは明白である。被告規約も第48条で、「規約とその精神に反する行為」を規律違反行為として処分の対象としている。

原告の上記主張は、「党員の義務として明記されていなければ、党の組織原則に反する行動をしても、何ら問題にならない」というに等しいものである。このような主張をすること自体、原告がいかに被告の規約を軽視しているかを示すものにほかならない。

(5) 「(5) 本件各規約の処分要件を満たさない」について

ア 「ア 3条4項(分派活動)には該当しない」について

争う。

イ 「イ 5条2項(党に敵対する行為)には該当しない」について

争う。

ウ 「ウ 5条5項(党の決定に反する意見の公表)に該当しない」について

争う。

(ア) 「党首公選制」について

被告は、被告を代表する幹部会委員長の選出方法について、「中央委員会は、中央委員会幹部会委員と幹部会委員長、幹部会副委員長若干名、書記局長を選

出する。また、中央委員会議長を選出することができる。」と規約で定めている（第23条）。この規定によれば、いわゆる「党首公選」制を採っていないことは一目瞭然である。これは、被告の幹部による独裁的な運営を排し、集団的な指導体制を確保するという目的によるものである。

したがって、「党首公選」を実現するには、党内で議論を行い、党大会で規約改正を行わなければならない。ところが、原告は、党内での議論を一切経ることなく、本件書籍などにおいて、突如として、「党首公選制」を主張するに至ったものである。これは、「党の決定」に反する意見の表明にあたることは明白である。

この点、原告は、「『党首公選制をしない』という『党の決定』なるものは一切存在しない」というが、党首公選制をとらない規約自体が党大会の決定であり、事実反する。現在の規約が「党首公選制」をとっていないことは誰の目にも明らかであり、そのような規約改正案が正式に提案されたことはないのだから、「党首公選制をしない」という大会決定が存在しないことは当然である。

(イ) 安保・自衛隊政策（「核抑止抜き専守防衛論」）について

原告は、原告の行為②（原告が、本件書籍において、「核抑止抜き専守防衛」として、「安保条約堅持」と自衛隊合憲を党の「基本政策」にすべきと主張したこと、日米安保条約の廃棄、自衛隊の段階的解消の方針につき「野党共闘の障害になっている」、「あまりにご都合主義」と記載したこと）（訴状25頁）について、「『核抑止抜き専守防衛を認めてはならない』、『安保条約堅持』を主張してはならない、自衛隊合憲を主張してはならないという『党の決定』は、少なくとも2004年の新綱領以降には、何ら存在しない」として、行為②が「『党の決定』に反するものではない」と主張する。そして、「仮に、原告の行為②が『党の決定』に反するのであれば、志位氏のこれらの発言も『党の決定』に反するものとして、除名処分の対象にならなければならないが、そうした事実存在しない。」とまで主張する（訴状37頁）。

しかし、被告は、党の綱領及び基本政策として、安保条約の廃棄と自衛隊違憲論を堅持しており、この路線は、大会ごとに確認されている。原告が主張する「核抑止抜き専守防衛」論の実体は、安保条約を容認し、自衛隊を合憲とすることを被告の「基本政策」にすべきというものである。この主張が、被告の綱領と大会決定に真っ向から反することは明らかである。

エ 「エ 『党と国民の利益を著しくそこなうとき』にも該当しない」について争う。

(6) 「(6) 規約49条、54条違反」

争う。

(7) 「5 小括」について

争う。

2 訴状第4、3（本件除名処分による原告の手続的利益等の侵害）について

否認ないし争う。

原告の主張は、結局のところ、本件除名処分が無効であることを前提とするものであり、損害賠償請求の形はとっているが、除名処分そのものを争っているのと同視できる。したがって、請求原因第4第3項に基づく損害賠償請求は、司法審査の対象とすべきではなく、却下されるべきである。

第5 損害賠償（名誉毀損）に関する変更後の原告の主張に対する反論

1 原告が名誉毀損による損害賠償請求を一部撤回せざるを得なくなったことについて

(1) 藤田論文（甲6の1）が名誉毀損との主張の撤回は当然であること

原告は、訴状では、藤田論文（甲6の1）及び志位委員長演説記事（甲6の4）の各記事を名誉毀損にあたるとして損害賠償を請求していたが、2024年11月14日付訴え変更の申立書において、これを撤回した。

このうち、原告が名誉毀損による損害賠償請求を撤回した藤田論文（甲6の1）は、日米安保条約の堅持と自衛隊合憲論を党の基本政策とせよとの原告の主張（出版物や記者会見で表明された）に対し、被告の綱領と相容れないという被告の見解を示すとともに、自身の見解は「綱領の枠内」だと述べる原告に対し、綱領を真剣に学んだことがあるのかと問う形で批判を加え、原告の規約と綱領に反する言動に対し警告するものであった。

原告はこれを「不誠実な党员であるという事実を摘示するもの」だと主張し、あたかも自身の人格が攻撃されたかのように描こうとしたのであるが、そもそも「不誠実な党员」などという文言は記事中のどこにも存在しない上、被告の批判は原告の言動を具体的に指摘した上でそれらの言動に向けられたものであり、人格攻撃には当たらないことは明らかであるから、およそ無理のある主張であった。

(2) 志位委員長演説記事（甲6の4）が名誉毀損との主張の撤回は当然であること

志位委員長演説記事（甲6の4）は、原告の言動に対し、まず組織の中でコミュニケーションの努力をせず外からいきなり被告を攻撃するものであり、そのような行為は真面目な人のやることではないと批判を加えたものである。

原告はこれを「原告が不真面目な人物であるという事実を摘示するもの」

だと主張し、あたかも自身の人格が攻撃されたかのように描こうとしたのであるが、同記事は原告の具体的な行動を指摘した上でそれを批判しており、抽象的に原告の人格（真面目か不真面目か）を論じるものでないことは明らかであるから、これもおよそ無理のある主張であった。

(3) 小括

以上のとおり、これらの記事中の記載が名誉毀損にあたる余地はなく、原告が撤回を余儀なくされたことは、当然である。

2 原告が名誉毀損による損害賠償請求を撤回した藤田論文（甲6の1）、志位委員長演説記事（甲6の4）の本訴訟における位置づけについて

(1) 甲6の1、甲6の4は本訴訟において引き続き重要な意味を持つこと

他方で、原告が名誉毀損の主張を撤回した藤田論文（甲6の1）および志位委員長演説記事（甲6の4）は、以下の理由により、甲6の2、3、5における名誉毀損の成否を検討する上で重要な関連性を有しており、本訴訟において引き続き重要な意味を持っていることを指摘しておきたい。

(2) 内容的に一連のものであること

第1に、甲6の1から5の各記事は、除名の前後を通じた原告の言動に対する被告の批判（評価）を示すという点で共通しており、内容的に一連のものである。

東京高判1993（平成5）年9月27日は、新聞の連載記事のある回の記載に関する名誉毀損の判断につき、その回の当該記事が名誉を毀損するかどうかの判断は、「問題とされた記事のみならず、それ以外の一連の記事をも証拠資料として、その連載記事の全体を通じて判断するのが相当」と判示している。

甲6の1から5は連載記事ではないが、いずれも「しんぶん赤旗」の記事であり、当然、読者も内容的に一連のものとして読むことから、連載記事についての上記高裁の判示と同様の視点が必要である。

(3) 本件記事は言論の応酬の中で示されたものであること

ア 第2に、原告が名誉毀損の主張を維持する記事（甲6の2、3、5）は、原告が新聞紙上や原告自身の出版物および記者会見等において、被告に対し安保廃棄・自衛隊違憲の基本政策の転換と党首公選制の実施を迫ったのに対し、被告が藤田論文（甲6の1）でこれを批判したことから開始された言論の応酬の中で掲載発行された記事である。

言論の応酬については、最高裁第3小法廷1963（昭和38）年4月16日判決が、「自己の正当な利益を擁護するためやむをえず他人の名誉、信用を毀損するがごとき言動をなすも、かかる行為はその他人が行った言動に対比して、その方法、内容において適当と認められる限度をこえないかぎり違法性を欠く」と判示している。

イ 本件では、まず原告が、2022年10月10日および11日付産経新聞（乙1、乙2）、同年11月2日付「政治プレミア」（乙3）、2023年1月19日発行の自身の出版物（甲1）および同日の記者会見（乙7）等で、①安保廃棄・自衛隊は違憲であり解消すべきとの被告の基本政策について「野党共闘の障害」「あまりにご都合主義」と激しく批判し、日米安保条約の堅持と自衛隊合憲論を党の基本政策とせよと主張した。また、②現行の党規約にもとづく被告の党首選出方法や党運営について、「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」、「国民の目から見ると、共産党は異論のない（あるいはそれを許さない）政党だとみなされる」等と激しく批判し、党首公選制を実施せよと主張した。

これに対し、被告は、①安保堅持・自衛隊合憲論を党の基本政策とせよとの主張は被告の綱領と相容れないこと（甲6の1・2023年1月21日付藤田論文、甲6の2・2023年2月8日付記事）、②党首公選制につき党内で一切意見を述べず勝手に発表するのは党規約に違反することを指摘し、原告を批判した（甲6の1、甲6の2、甲6の4・2023年2月26日付志

位委員長演説記事)。

ウ 原告は、③除名後の2023年2月6日の記者会見において、除名の理由の一つである分派活動について、被告が指摘した事実、すなわち、当時被告の黨員であった鈴木元氏に対し、同氏が出版を準備していた著作(被告を「およそ近代政党とは言い難い『個人独裁』的党運営」と攻撃する内容のもの)を、原告自身の著作(甲1)と同じ時期に出た方が話題になるなどと述べて、発刊を促した事実には全く触れずに、分派の実質はないなどと述べた(乙10)。

さらに原告は、④党大会に代議員として出て除名に反対してほしいと党内に同調者を募り(乙10・上記記者会見、乙11・「FLASH」2023年2月28日号)、代議員に選ばれるためには「現在の党指導部の方針に反対していたとしても、必ずしも明確に反対すると言わないやり方もある」(乙12・2023年7月10日付オフィシャルブログ)と、本心を伏せて代議員になるよう被告内部の黨員に呼びかける等、発言をエスカレートさせていった。

これに対し被告は、③原告が、鈴木元氏の本の内容を知りながら、原告の著作と同じ時期に発刊するよう同氏に督促したことは、党攻撃のための分派活動にあたりと批判し(2023年2月8日・甲6の2の記事)、さらに、④除名後に同調者を募り、本心を隠して党大会代議員になるよう呼び掛ける発言は、被告の組織を破壊しかく乱するものだと批判した(甲6の3・2023年2月19日記事、甲6の5・2023年12月1日)。

エ 原告の出版物、記者会見、ブログ、新聞・週刊誌上での発言と、それに対する被告の批判・反論(甲6の1ないし5)は、まさに言論の応酬というべきものであり、一般読者もそのように受け止めて読むことになる。また、相手に対する攻撃を開始しているのは常に原告であり、被告はそれに対し、一貫して綱領と規約に依拠して批判・反論を展開していることが明らかである。政党にとって綱領の内容を堅持し規約の内容および規約に基づく運営を

守ることは、「自己の正当な利益」（前掲最高裁）の擁護そのものであり、原告の攻撃への応酬は、必要かつやむを得ないものであった。

(4) 小括

以上概観したとおり、本件における名誉毀損の成否は、言論の応酬の内容と経緯の全体をよく確認把握した上で、原告が行った言動に対比して、被告の記事の内容が適当と認められる限度を超えたといえるかという視点から判断されるべきである。

後述するとおり、原告が名誉棄損を主張する個々の記事（甲6の2、3、5）は個別に検討しても名誉毀損にはあたらないが、全体を一体として、かつ、原告の攻撃から開始された言論の応酬であるという視点から評価することにより、名誉毀損の成立する余地がないことが一層明らかになるものである。

3 「一 名誉毀損その1（甲6の2関連）」（2頁）に対する認否・反論

(1) 「1」（2頁）および「2」（3頁）について

甲6の2の記事を掲載発行したこと、同記事中に原告が引用する記載があることは認める。

原告代理人が下線部を施した箇所（「攻撃」「かく乱」「重大な規律違反」「分派活動」）は、後続する5頁「3」の事実の摘示の主張の根拠となる箇所を強調したものと推測されるが、いずれも、原告の言動に対する被告の批判的な評価を含むものであるから、意見・論評であって事実の摘示ではない。

(2) 「3」（5頁）について

ア 認否

甲6の2の記事が原告につき i、ii、iiiの事実を摘示するものであるとの原告の主張について、否認する。

イ 被告の反論

原告の主張 i、ii、iiiはいずれも、甲6の2の記事を一般読者の常識的な

読み方に反して恣意的に解釈し、「事実の摘示」だとするものであり、失当である。

(ア) i について

一般読者はこの記事を、原告が「党首公選制」等の主張を「悪意に基づく敵対的な行為」として行っているとの事実が摘示されているものとは読まない。

むしろ、原告が「党首公選制」の意見を党内で一度も表明せず、突然出版物や記者会見の場で表明したという事実を指摘した上で、それが「党規約と相容れない主張を公然と行った」ものであり「重大な規律違反」、党規約と党綱領に反する行為であると被告が厳しく批判したもの（原告への批判的評価）として読むのが普通である。

(イ) ii について

一般読者はこの記事を、「鈴木元氏の書籍と出版の時期を同じ時期にしようとしたことが、分派作りの動機・目的に基づいている」との事実を摘示したものとは読まない。

むしろ、原告が鈴木元氏に対し自分の著作と同じ時期に本を出すよう督促したことを事実として摘示した上で、それが党攻撃のための分派活動にあたり、党規約に反する重大な規約違反であると被告が厳しく批判したもの（原告への批判的評価）と読むのが普通である。

(ウ) iii について

一般読者は、除名処分を不服とする自分（原告）への同調者を募ることを宣言したことは被告に対する悪意に基づく敵対的な行為として行われており、かく乱の動機・目的に基づいているとの事実を指摘したもの、とは読まない。

むしろ、被告が、自身への同調者をつのる原告の言動を事実として指摘した上で、被告がそれを自らへの「攻撃」と受け止め、反撃を宣言したもの

(原告への批判的評価)として読むのが普通である。

ウ 「悪意」「動機・目的」を事実の摘示として強調する主張の誤り

記事甲6の2に限らず、後述する甲6の3、甲6の5にも共通するが、原告の主張は、被告が各記事で指摘する原告の言動そのものを事実の摘示として抽出するのが自然であるのに、これを極力回避し、原告の言動が被告に対する「悪意に基づく」「かく乱の動機・目的に基づく」ことが事実の摘示である、と強調するところに大きな特徴がある。

しかし、甲6の1から5は、いずれも、原告も否定し得ない原告自身の具体的な言動を事実として指摘した上で、それが被告の綱領・規約に反する、あるいは被告への攻撃・かく乱であると批判し、綱領と規約に基づく被告の立場・見解を表明するという点で、共通している。

原告の言動が被告から見て悪意があるものと感じられた場合には、「善意の改革者を装って」いる(甲6の2)、「善意のかけらもない」(甲6の3)と批判のトーンを強めた表記がなされることもある。また、原告の言動が被告から見て、外部から被告内部に同調者をつのり、被告の組織(党大会等)をかき乱すものと感じられた場合には、「分派をつくるための活動」(甲6の3)、「かく乱策動を行う姿勢」(甲6の4)と批判のトーンを強めた表記がなされることもある。

しかし、これらは言論の応酬において、自己の正当な利益(被告にとって政党としての根本をなす綱領と規約)を擁護するための必要やむを得ない、かつ当然の批判である。被告による批判のトーンが高まる場合も、それは原告の被告に対する批判的言動がエスカレートしてゆくのに比例しているものであって、内容において適当と認められる限度を超えるものでは全くない。

結局、原告が「悪意」「動機・目的」という「事実の摘示」として抽出しようとしている内容は、言論の応酬のなかでの批判の強度(トーン)の問題にすぎないというべきであり、これを「事実の摘示」とする原告の主張は誤り

である。

4 「二 名誉毀損その2 (甲6の3関連)」(5頁)について

(1) 「1」および「2」について

被告が甲6の3の記事を掲載発行したこと、および同記事中に原告が指摘する記載があることは認める。

「2」において、原告代理人が下線部を施した箇所(「善意の改革者を装って」「かく乱を企図」「分派を作るための活動をはじめた」等)は、後続

「3」における事実の摘示の主張の根拠となる個所を強調したものと推察されるが、いずれも、原告の言動に対する被告の批判的な評価を含むものであり、意見・論評であって事実の摘示ではない。

(2) 「3」(6頁)について

否認する。

甲6の3の記事は、原告に取材した記事(乙11:FLASH2月28日号)を引用しつつ、原告が自身の除名に党大会で反対するよう呼びかけ、すでに同調者と連絡をとっている事実を指摘し、それが被告の組織を破壊しかく乱するものであり、善意に基づくものとはいえないと厳しく批判したものであって、当然、一般読者もそのように読む。

「攻撃」「かく乱」「善意のかけらもない」などの記載は、いずれも原告の言動に対する被告の批判的な評価を含むものであり、意見・論評であって事実の摘示ではない。

「動機・目的」を事実の摘示だと主張することの誤りについては、すでに述べたとおりである(2(2)ウ)。

5 「三 名誉毀損その3 (甲6の5関連)」(7頁)について

(1) 「1」および「2」について

被告が甲6の5の記事を掲載発行したこと、および同記事中に原告が指摘する記載があることは認める。

「2」において、原告代理人が下線部を施した箇所（「党大会かく乱策動」等）は、後続「3」における事実の摘示の主張の根拠となる個所を強調したものと推察されるが、いずれも被告の原告に対する批判的評価を含むものであり、意見・論評であって事実の摘示ではない。

(2) 「3」（8頁）について

第1文（「甲6の5の記事は」から「言うまでもない」まで）につき、原告が引用する記載が甲6の5にあることについては認め、その余は否認する。

念のため言えば、「策動」という言葉は、「(好ましくないことを) ひそかに計画し行動すること」という意味の他、「策略をめぐらして行動すること」という意味で使用されることもあり（「学研国語大辞典」金田一春彦・池田弥三郎編、第17刷752頁）、「ひそかに」行う場合に限定されない。甲6の5の記事も、原告のブログでの発言を引用した上で、「かく乱策動」だと批判しており、「ひそかに」行っていることを批判するものではないことは、文章上も明らかである。

第2文（「即ち」から「事実を摘示するものである」まで）は、否認する。

甲6の5の記事は、原告のブログでの発言（乙12）を引用しつつ、原告が被告の党員に対し本心を隠して党大会代議員になるよう呼び掛けた事実を指摘した上で、それが被告の組織を破壊・かく乱するものであり、「民主的な討論を、二心的な議論に置き換えようという、たいへんに卑劣なやり方」であると厳しく批判したものであって、当然、一般読者もそのようなものとして読む。これらは批判的評価を含むものであり、意見・論評であって事実の摘示ではない。

甲6の5の記事について、党大会を混乱させること自体を「目的」としているとの事実を摘示するものと主張することの誤りについては、すでに述べたとおりである（3（2）ウ）。

以上